

社会福祉法人秩父正峰会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人秩父正峰会（以下「当法人」という。）定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給する。
- 2 役員に支給する退職手当は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のない場合には、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。

(報酬の総額)

第3条 役員に対する報酬の額は、各年度の総額が1,000万円を超えない範囲とする。また評議員には、定款第八条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めることとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 退職手当については、別表2及び別表3に定める額
- (3) 通勤手当については、当法人の職員給与規程第15条6項及び別表5を準用する。
- (4) 出張旅費については、当法人の旅費規程を準用する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めることとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額

- (2) 退職手当については、別表5に定める額
- (3) 出張旅費については、当法人の旅費規程を準用する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬(旅費を除く。)の支給については、職員給与規程第9条、第14条に準ずる。

- 2 非常勤役員に対する報酬は毎年度の3月25日に支給する。なお、出張旅費については、出張後開催される役員会開催日に支給する。
- 3 評議員に対する報酬は、評議員会に出席した都度支給する。なお、出張旅費については、出張後開催される評議員会に出席した際、支給する。
- 4 退職手当については任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2ヵ月以内に支給する。ただし、経済界の景況、法人の業績いかん等により、当該役員又はその遺族と協議の上、支給の時期、回数、方法について別に定めることがある。
- 5 報酬等は、通貨をもって本人に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 6 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第7条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途において就任、退任、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号の定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月28日より適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日より適用する。

別表1 常勤役員の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額400,000円を限度とする
業務執行理事	月額300,000円を限度とする
理事	月額200,000円を限度とする

別表2 退職手当（常勤役員の退職金算定式）

最終役員報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率	
役職名	功績倍率
理事長	2.0
業務執行理事	1.5
理事	1.0

ここで、上記在任年数は1ヵ年単位とし、端数は月割りとする。ただし1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げるものとする。

また、役位に変更ある場合には、役員在任中の最高位をもって最終役位とし、役位の変更によって、報酬月額に減額が生じた場合も、退任時の報酬月額は役員在任中の最高報酬月額を基準にすることが出来る。

別表3 退職手当（常勤役員の功労加算金、特別減額）

功労加算金	理事会の過半数の決定により、特に功績顕著と認められる役員に対しては、別表2により算出した金額にその30%を超えない範囲で加算することが出来る。
特別減額	退職した役員のうち、在任中特に重大な損害を法人に与えたものに対し、別表2より算出した金額を減額することができる。

別表4 非常勤役員等の報酬

役職名	報酬の額
役員（理事、監事）	年額200,000円 ただし、理事会への出席率は7割以上とする。
評議員	評議員会への出席1回につき10,000円とする。

ここで、上記報酬には交通費実費分を含むものとする。

別表5 非常勤役員等の退職金

役職名	報酬の額
役員（理事、監事）	20,000円 × 役員在任年数
評議員	支給しない

ここで、上記在任年数は1ヵ年単位とし、端数は月割りとする。ただし1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げるものとする。